

■ その他の相談窓口

警察の相談窓口

▶ 各警察署 住民相談係

法律相談などの相談窓口

▶ 法テラス神奈川

☎ **0570-078308**

IP電話からは ☎ **050-3383-5360**
月～金曜日 / 9:00～17:00

▶ 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

☎ **0120-079714**

IP電話からは ☎ **03-6745-5601**
月～金曜日 9:00～21:00 / 土曜日 9:00～17:00

▶ 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援センター

☎ **045-211-7724**

火・金曜日 / 13:00～16:00

性犯罪・性暴力被害者専用窓口

▶ かながわ性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター

かならいん
24時間365日対応/性別年齢不問

はやくワンストップ

☎ **#8891**

全国共通番号
通話料無料

NTTひかり電話からは ☎ **0120-8891-77**

または ☎ **045-322-7379**

▶ 男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル

☎ **045-548-5666**

毎週火曜日 / 16:00～20:00 / 祝休日・年末年始を除く

▶ ハートライン神奈川

☎ **045-328-3725**

月～金曜日 / 10:00～16:00 / 祝休日・年末年始を除く

※ハートライン神奈川は、神奈川被害者支援センターが運営しています。

■ 市町村における犯罪被害者等 総合的対応窓口

| 市町村 | 総合的対応窓口 | 電話 |
|------|------------------|-------------------------|
| 横浜市 | 人権課(犯罪被害者相談室) | 045-671-3117 |
| 川崎市 | 地域安全推進課 | 044-200-2305 |
| 相模原市 | 交通・地域安全課 | 042-769-1397 |
| 横須賀市 | 市民生活課 | 046-822-7807 |
| 平塚市 | 市民情報・相談課 | 0463-21-8764 |
| 鎌倉市 | 地域共生課くらしと福祉の相談窓口 | 0467-61-3864 |
| 藤沢市 | 市民相談情報課 | 0466-50-3568 |
| 小田原市 | 地域安全課 | 0465-33-1775 |
| 茅ヶ崎市 | 市民相談課 | 0467-81-7129 |
| 逗子市 | 市民協働課 | 046-873-1111 (内線) 268 |
| 三浦市 | 防災危機対策室 | 046-882-1111 (内線) 60643 |
| 秦野市 | 市民相談人権課 | 0463-82-5128 |
| 厚木市 | くらし交通安全課 | 046-225-2148 |
| 大和市 | 市民相談課 | 046-260-7970 |
| 伊勢原市 | 人権・広聴相談課 | 0463-94-4717 |
| 海老名市 | 市民相談課 | 046-292-0880 |
| 座間市 | 市民広聴課 | 046-252-8218 |
| 南足柄市 | 秘書広報課 | 0465-73-8004 |
| 綾瀬市 | 危機管理課 | 0467-70-5641 |
| 葉山町 | 町民健康課戸籍相談係 | 046-876-1111 (内線) 205 |
| 寒川町 | 町民窓口課相談・人権担当 | 0467-74-1111 (内線) 474 |
| 大磯町 | 町民課 | 0463-61-4100 (内線) 237 |
| 二宮町 | 防災安全課 | 0463-71-3319 |
| 中井町 | 地域防災課 | 0465-81-1110 |
| 大井町 | 防災安全課 | 0465-85-5002 |
| 松田町 | 安全防災担当室 | 0465-84-5540 |
| 山北町 | 地域防災課 | 0465-75-3643 |
| 開成町 | 地域防災課 | 0465-84-0326 |
| 箱根町 | 町民課コミュニティ推進係 | 0460-85-7160 |
| 真鶴町 | 総務防災課防災係 | 0465-68-1131 (内線) 323 |
| 湯河原町 | 地域政策課 | 0465-63-2111 (内線) 235 |
| 愛川町 | 住民協働課交通防犯班 | 046-285-2111 (内線) 3245 |
| 清川村 | 総務課 | 046-288-1212 |

このリーフレットの記載内容についてのお問い合わせは
神奈川県くらし安全交通課横浜駐在事務所 電話:045-312-1121(代表)内線3431

令和6年度発行



殺人や傷害、性犯罪等の
被害にあわれた方への支援

かながわ 犯罪被害者 サポートステーション



ひとり
で悩んで
いるあなたへ
まずは
ご相談
ください

☎ **045-311-4727**

月～土曜日 / 9:00～17:00
祝休日・年末年始・かながわ県民センターの休館日を除く



かながわ サポートステーション 🔍

犯罪の被害にあうと

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 事件のフラッシュバック
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏 など

日常生活上の困難

- 外出できず、家に引きこもりがちになる
- 家事や仕事が手につかなくなる
- 自宅や近所で被害にあった場合、転居を余儀なくされる
- 家庭内のいさかい など

経済的な困難

- 医療費や弁護士費用等の多額の出費
- 休職や失業により収入が途絶える など

二次被害による傷つき

- 周囲の人からの興味本位な質問
- 心情に寄り添わない安易な励ましやなぐさめ
- 配慮に欠けるマスコミの取材、報道 など

捜査、裁判に伴う様々な負担

- 初めてのことばかりで心細い
- 同じことを何度も説明しなくてはいけない
- 法律の専門用語が分からない など

これらは被害にあわれた多くの人が経験するもので、心身の不調等は誰にでも起こりうる当然の反応です。このような反応や変化は一人ひとり異なり、被害直後に現れることもあれば、しばらく経ってから現れることもあります。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

犯罪の被害にあわれた方へ

ひとりで悩まず、まずはお電話ください。

個人情報厳守

匿名でも相談可

かながわ犯罪被害者サポートステーション

殺人や傷害、性犯罪等により心身に被害を受けた方や、そのご家族を対象とした各種支援、助言や情報提供を行っています。ご相談内容により、他の支援機関を紹介することもあります。

☎ 045-311-4727

月～土曜日 / 9:00～17:00

祝休日、年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く

法律相談

犯罪被害者等支援に精通した県弁護士会所属の弁護士による法律相談を受けられます。

カウンセリング

犯罪により受けた精神的被害の回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを受けられます。

検察庁や裁判所等への付添い

ご希望に応じて、検察庁や刑事裁判等へ、神奈川被害者支援センターの支援員が付き添います。

住宅の確保への支援

犯罪被害により転居を余儀なくされた方へ、県営住宅の一時使用の提供(原則として3か月、使用料が必要)や、民間賃貸住宅物件の情報を提供(犯罪被害者等の仲介手数料は無料)します。

緊急避難場所の提供

被害直後の緊急避難場所として、宿泊場所(ホテル等)を提供します。

支援を受けるには、いずれも条件がありますので、まず、サポートステーションにご相談ください。

知ってください

「二次被害」について

あなたには強いから大丈夫ですよ

命が助かっただけでもよかった

亡くなった人の分まで頑張らないと

辛いことは早く忘れよう

どうしてそんな時間に歩いていたの?



二次被害を防ぐために

- 被害者等の話を丁寧に聴き、気持ちをそのまま受け止める。
- 安易な約束や励まし、なぐさめはしない。
- 自分の価値観や倫理観を押し付けない。
- 被害の状況をほかの人と比べたり、自責感を助長させない。
- 無責任なうわさ話やインターネットの書き込みをしない。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、配慮に欠ける対応や言動、さらには、プライバシーの侵害や名誉毀損などによって、精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害を受けることも少なくありません。二次被害により、近隣、職場、学校などから距離を置き、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあります。「被害を受けたのが自分だったら」と置き換えて考えながら、そっと寄り添ってください。

神奈川県犯罪被害者等見舞金

殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者のご遺族及び重傷病を負われた犯罪被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた犯罪被害者等の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。(令和6年4月1日以降の被害が対象です。また、支給要件や審査があります。)

| 種類 | 対象者 | 給付額 |
|--------|--|------|
| 遺族見舞金 | 犯罪行為により死亡した方の県内在住のご遺族 | 70万円 |
| 重傷病見舞金 | 犯罪行為による負傷又は疾病の療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する(疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上労務に服することができない)と医師に診断された県内在住の犯罪被害者 | 40万円 |
| 転居見舞金 | 自宅等での犯罪行為による被害により、転居を余儀なくされた県内在住の犯罪被害者等 | 20万円 |

犯罪被害者等見舞金に関する問合せ▶

神奈川県くらし安全交通課横浜駐在事務所
電話 045-312-1121 (代表) 内線 3431